平成 23 年 12 月 26 日

各　位

会　社　名　ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　西岡 孝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード1400）
問合せ先　取締役管理部門管掌兼管理本部長兼
経営企画室長　佐々木 悟
電　話　03-5332-5374

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社である、株式会社エルトレードは，平成 23 年 6 月 23 日付で訴訟の提起（控訴）を受けておりましたが、平成 23 年 12 月 22 日付判決を受け、本日、送達いたしましたのでましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

控訴人（原告）は、当該不動産の所有者が競売手続において当該不動産を買い受けた時点において、被担保債権が消滅していたなどと主張し、自己が当該不動産の所有権を有するとして、株式会社エルトレード他２社を抵当権者とする当該不動産の抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した事案であり、既に、お知らせしたとおり平成 23 年 6 月 10 日、控訴人（原告）の請求は棄却される判決が東京地方裁判所においてありました。しかしながら、それを不服として原告が控訴しましたが、本件控訴は理由がないとして判決（棄却）が言い渡されたものです。

２．当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京高等裁判所　　平成 23 年 12 月 22 日

３．訴訟を提起（控訴）した者

（１）名　　称　　株式会社明都土地
（２）本店所在地　　東京都港区新橋三丁目 1 番 9 号
（３）代表者の役職・氏名　　代表取締役　松本 勝雄

４．判決の内容

（１）本件控訴を棄却する。
（２）控訴費用は控訴人の負担とする。

５．今後の見通し

現時点では当該訴訟による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以　上